ヒルフェ通信(7月号) ☆そっと寄り添いやさしくサポート☆

「公益社団法人成年後見支援 センターヒルフェ」は東京都 行政書士会が社会貢献の 一環として設立した法人です。



◆平成29年度定時総会開催

平成29年6月19日午後2時より行政書士会館地下講堂におきまして、定時総会が開催されました。ヒルフェ会員数238名、出席者190名(委任状7、書面による議決権行使100を含む。)、よって定足数を満たし定時総会は成立致しました。

第1号議案 平成28年度事業報告の承認について

第2号議案 平成28年度決算報告及び監査報告の承認について

第3号議案 平成29年度事業計画(案)の承認について

第4号議案 平成29年度予算(案)の承認について

各議案は、すべて賛成多数により承認可決されました。



◆「日本成年後見法学会第14回学術大会」レポート①

今年3月、成年後見制度利用促進法(昨年5月施行)に基づき、国の「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。この基本計画の決定を受け、その実現方向を見定め、今後の成年後見制度の進むべき途を探ろうと、5月27日(土)、『成年後見制度の進むべき途』を統一テーマとする日本成年後見法学会第14回学術大会が開催されました(会場:流通経済大学新松戸キャンパス講堂)。

今回は、【午前の部】個別報告について前編と後編の2回に分けてレポートします。

1 「成年後見監督における家庭裁判所の責任と支援体制確立の必要」周作彩(流通経済大教授) 《本報告は》成年後見に関与する家裁の現状と責任の判断方法に警鐘を鳴らし、理論的分析と考察を加 えた上での見解を示すと共に、後見監督の難しい現実も認めて基本計画に示された改善策の実現に注 目するもの。具体的には次のとおり。

①後見監督の仕組みに関して

後見人による不正行為は、平成26年831件が平成27年521件に減少とはいえ、約29億7千万円の被害が報告されている。この現実から、後見監督の重要性が増大している中で監督システムの整備が追いついていない、時代遅れの監督制度と指摘。後見人の選任段階と監督段階で、職権による解任まで、家裁にはきわめて広範かつ強大な監督権限が与えられている。

だが、個別の成年後見案件は継続的な観察と判断が求められるものであるのに、現在の審判体制はそれに対応しうるサポート体制が欠如しており、家事審判官は「裸の王様」ともいえる現状と指摘。 (午後の部で、基本計画の審議の場での東京家裁裁判官の現状報告が紹介され、東京家裁では約2.5人の裁判官で処理案件約2万件。朝、出勤すると机上に処理案件の記録がうず高く山積みという現実とのこと)

②家庭裁判所の責任に関して

後見人の選任・監督にあたり、裁判官が注意を怠り、後見人らに不正行為が生じた成年後見事件について、近時の裁判例は違法性限定説(=裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたことなどその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認められるような特別の事情ある場合に限って国賠法の適用上違法となる。)により、極めて特殊な場合しか家裁の責任を認めない。

しかし、通常の法律上の争訟とは異なり、成年後見の審判は職権主義であり、上訴もなく、国賠は行為者(裁判官)の直接責任を問うものではないから、成年後見の審判に同説は当てはまらず、とるべきでないと提案。裁判所に広範な裁量権ありとしても、成年後見案件は継続していくから予測がありうる。その点から、個別事案ごとに考慮リストの事情をきちんと調査ないし考慮したか、その調査・考慮を尽くしたか、という判断過程審査の方法をとるべき。また、行政権限の不行使とは性質が違うから、善管注意義務違反による不作為の違法確認の方法もあると提案。

③支援体制づくりに関して

事案の累積的増加の下、本人の意思尊重と保護のバランスをとり、事案に応じた柔軟な対応も必要な中、後見事務の密室性からも後見監督の難しさは否定しがたい。

そこで、監督人一人では不十分で、複数の目とその連携強化が必要。国の基本計画の下で、家裁関与の下で権利擁護支援のネットワークづくり、不正防止と利用しやすさの調和により、安心して利用できる環境整備が求められる、と結論付け。(理事 高橋進)

◆後見センターリポートvol.14がでております

家庭裁判所の後見サイトに、6月「後見センターレポートvol.14」が追加され「本人がお亡くなりになった場合について」の情報が掲載されています。後見人等が本人の相続人であるか否かでの事務内容の注意点などが記載されておりますので、各自ご確認ください。

